

【弾劾裁判所とは?】

- Q 弾劾裁判所とは、どんな裁判をする裁判所なので
すか。
- A 裁判官を辞めさせるかどうかを裁判する裁判所
です。裁判をするのは、国会議員の中から選ばれた
14人（衆議院議員7人、参議院議員7人）の裁判員
です。
- Q 国会と弾劾裁判所とはどのような関係な
のですか。
- A 憲法は、国会が裁判官を裁判する弾劾裁判所を
設けるものと定めています。国民には公務員を罷免
する権利がありますので、国民の代表機関である国会
が弾劾裁判所を設置することとされたのです。
なお、弾劾裁判所は、国会とは独立して活動しま
す。

【裁判員について】

- Q 裁判員はどのように選ばれる
のですか。
- A 裁判員は、衆参各議院において国会議員の中
から選挙で選ばれます。
- Q 裁判員になるには裁判官や弁護士の経験が
必要なのですか。
- A 弾劾裁判所の裁判員は、法律家としてで
はなく国民の代表として弾劾裁判にあたりま
すので、国会議員であるほかに特別な経験や
資格は要求されていません。
- Q 弾劾裁判所の裁判員も、民事や刑事の裁
判官と同じように法廷で黒い服を着るの
ですか。
- A 着ません。裁判員用の特別な服はありま
せん。
- Q 弾劾裁判のとき、裁判員の人数が揃わな
かったらどうするのですか。
- A 裁判員の欠席や欠員に備えてあらかじめ
選任されている予備員がその裁判員の職務
を行います。予備員は、衆議院と参議院の
それぞれの議員の中から4人ずつ選任され
ています。

【弾劾裁判は、こう進む】

- Q どういう場合に裁判官は罷免される
のですか。
- A 職務上の義務に著しく違反したとき、
職務を甚だしく怠ったとき、または裁判官
としての威信を著しく失う非行を犯した
ときです。これまでは、政治的謀略行為に
関与した、事件関係者からゴルフクラブ
等の供与を受けた、児童買春行為を行っ
た、ストーカー行為をした、電車内で盗撮
行為をしたなどの例があります。詳しくは
過去の事件と裁判（12ページ以下）で紹
介しています。
- Q 裁判官を辞めさせたいときは、直接弾
劾裁判所に訴えればよいのですか。
- A 直接弾劾裁判所に訴えることはできま
せん。弾劾裁判所に訴えることができるの
は、訴追委員会という機関だけです。た
だし、国民は、訴追委員会に対して、辞
めさせる理由があると考えた裁判官の罷
免の訴追を請求することができます。訴
追委員会は必要な調査・審議を行い、
辞めさせる理由があると判断したとき
は、弾劾裁判所にその裁判官を訴えま
す。
- Q 訴追委員会は、どのような機関な
のですか。
- A 訴追委員会は、国会議員の中から選
ばれた20人（衆議院議員10人、参議
院議員10人）の訴追委員で組織されて
います。弾劾裁判では、刑事裁判の検
察官のような役割を果たします。
- Q 弾劾裁判はどのような手続で進め
られるのですか。
- A 弾劾裁判は、公開の法廷で、刑事裁
判に似た手続で進められます。詳しくは
罷免訴追事件の手続（6ページ以下）で
説明しています。
- Q 罷免訴追される裁判官は法律の専門
家ですが、刑事裁判のように弁護人を
選任できるのですか。
- A 弁護人を選任できます。防御の準備に
多大な労力と時間を要する場合も考えら
れますし、それ以外の場合であっても、
防御を十分尽くせるように、裁判官で
も弁護人を選任できるのです。

- Q 裁判員は14人で偶数ですが、意見が
ちょうど半々に分かれたらどうなるの
ですか。
- A 評決は過半数の意見によりますので、
意見が同数の場合にはさらに評議を重
ねることになります。国会において意
見同数のときに議長が議事を決する
ように裁判長が裁判を決することはあ
りません。
なお、罷免の判決をする場合には、
3分の2以上の裁判員が賛成しなければ
なりません。
- Q 弾劾裁判を傍聴することはできま
すか。
- A 弾劾裁判は原則として公開の法廷で
行われ、誰でも傍聴することができます
が、傍聴希望者が多数の場合には抽
選を行う場合があります。傍聴には
弾劾裁判の当日に配付する傍聴券が必
要となります。

【罷免されるとどうなる?】

- Q これまで弾劾裁判を受けた裁判官は
何人いるのですか。そのうち、罷免
された裁判官は何人いるのですか。
- A 弾劾裁判を受けた裁判官は延べ9人
で、そのうち罷免された裁判官は7
人です。
- Q 罷免の判決を受けた裁判官はすぐに
辞めさせられるのですか。辞めさせ
られるほかに不利益を受けま
すか。
- A 罷免の判決を受けると同時に裁判官
の身分を失い、弁護士や検察官になる
資格も失います。また、原則として、
退職金をもらえなくなり、年金の一
部が制限されます。

- Q 罷免されると、二度と裁判官・検
察官・弁護士などの法律家になるこ
とはできないのですか。
- A 弾劾裁判所が、罷免の判決を受けた
本人の請求に基づいて、罷免の判決の
宣告の日から5年を経過して、法律
家になる資格を回復させてもよいと
判断したときなどには、罷免の判決
を受けた本人は失った資格を回復
します。詳しくは資格回復裁判請求
事件の手続（10ページ以下）で説明
しています。これまで罷免された7
人の裁判官のうち、4人については
資格回復が認められています。
- Q 刑事裁判で有罪になった裁判官は、
弾劾裁判をせずに辞めさせること
ができますか。
- A 刑事裁判で有罪になり、任命の欠
格事由が生じて、そのことで直ちに
その裁判官を辞めさせることはでき
ません。刑事裁判と弾劾裁判は別
個の手続ですので、その裁判官を
辞めさせるためには、弾劾裁判所
の罷免の判決が必要です。
- Q 弾劾裁判所の裁判に対して不服を
申し立てることはできるのですか。
- A 弾劾裁判所は裁判官の弾劾裁判を
行う唯一の裁判所であり、上級の
裁判所がないので不服を申し立て
ることはできません。ただ、弾劾
裁判所は、罷免の判決を受けた本
人の請求に基づいて、罷免の理由
がなかったことが明らかになった
場合には、罷免の判決を受けた本
人の資格を回復させることができ
ます。これは、普通の裁判という
再審にあたりますが、これまで
このような理由で資格を回復させ
た例はありません。



平成24年(訴)第1号
罷免訴追事件の様子
(平成25年4月10日)